

平成27年生駒市議会（第3回）定例会

（追加報告分）

平成27年7月7日

生 駒 市

報告第 12 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成 27 年 7 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成27年5月2日（土）午前9時15分頃

2 事故発生場所

生駒市東生駒1丁目583番地

生駒市清掃リレーセンター内

3 損害賠償額

金 756,240円

4 事故の概要

生駒市清掃リレーセンター職員が同センター内で軽貨物車にドラム缶を積載して運搬作業中、後方へ移動する際、ミラー等で確認をしたものの、家庭ごみ搬入のため同センターに来場し、投入室前で待機のため停車していた市民運転の乗用車と接触し、同車の前方部分を損傷させたもの

平成27年6月26日

生駒市長 小 紫 雅 史